

奈良県告示第百九十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市西大寺東町 二丁目四番一号 奈良ファミリー五 階福祉の店「わか くま」	橿原市大久保町三二〇 一―一	奈良県肢体不自由 児・者父母の会連 合会	平成二十六年八 月三十一日